

最高裁判所第三小法廷

薬害イレッサ訴訟（平成24年（オ）第240号、平成24年（受）第293号）

上 申 書

平成24年1月25日

一審原告 近澤 昭雄

1. はじめに

私は、2002年7月に販売が開始された、抗がん剤イレッサによる副作用の間質性肺炎で、娘の三津子を亡くしたことに對して、この被害の責任を問う裁判を2004年11月25日に東京地裁に提起致しました。

2005年2月16日に、東京地裁で第1回の裁判が開かれて以降、2011年3月23日の判決日まで6年間、実に29回もの期日が開かれ審理をしていただきました。そして一審判決では、がん患者の命の重さを認めて頂く判決を出していただき、この判決によって、今後、多くの癌患者たちが見捨てられることのない安心と納得の中での治療へと抗がん剤医療が改革されると大変嬉しく思いました。

しかし、被告・国と、アストラゼネカ社はこの一審判決を不服として控訴、又、私たち原告も、提訴原告全員の被害を認めて頂きたいと上告いたしました。

東京高裁における上告審は、2011年9月6日に第1回の期日が開かれ、次回期日の10月25日で結審、そして11月15日の判決で、一審判決は覆され原告の訴えはすべて却下という判決が下されて、体の力が抜けて行くような思いでした。

多くの専門医が素晴らしい薬と推奨し、国も短期の審査で承認して特定療養費制度を適応してまで販売を急いだ画期的新薬と前評判の高かった「イレッサ」を使用した結果、病院のベッドの上で座ったままに亡くなった娘の頑張りは、この東京高裁の判決によれば、無知が故に起きた被害で自己責任と言われてに等しいもので到底納得できません。

一つや二つの医療の現場ではない、全国的な規模で起きたこの被害について、そして、娘の三津子が亡くなった経緯について、これまでも何度となく裁判の中で陳述し聞いていただきましたが、今一度ご理解をいただきたいとの思いで、ここに上申させていただきます。

2. 肺癌の宣告から抗がん剤治療まで

私の娘三津子は、平成13年9月、29歳で肺癌と宣告されました。日頃から病気知らずの元気な娘でしたが、癌が見つかる半年ほど前あたりから風邪をひいた感じの咳が続き、酷い肩凝り、目が充血するなどの様子が見られましたので気になって病院に行ってみるよう何度となく注意をしていましたが、娘の三津子もこの頃には既に身体の変調に不安を感じて何ヶ所もの総合病院や大学病院で診察を受けていたようでした。しかしどこの病院でも大した異常はありませんと言われ、そのたびに風邪をひいたのでしょう、アレ

ルギーです等の診断で薬を処方して貰っておりました。

平成13年9月10日、いつも通り仕事に出掛けたのですが体調の異常を感じて職場近くの内科医院で診察を受けたところ、大学病院にすぐに行くようにと紹介状を頂き指定の大学病院の診察を受けました。その結果は進行している肺腺がんとの診断でした。

治療を始めるには告知をしなければなりません。しかし、どうしても娘に真実を話す勇気がなく時を費やしておりましたが隠し通せる問題でもなく、娘にガン告知をしようと決心し、私から娘に肺癌であることを話しました。娘は悲しそうな顔で聞いてくれましたが、「知っていた、治療したい。」と、頬に伝わる涙を見せながらも気丈にはっきりと答えてくれました。

平成13年12月19日から、月1回のペースで抗癌剤の投与が始まりました。抗がん剤の治療は副作用が酷いということは治療前の説明で聞いていましたが、その副作用は想像以上の酷さで、毎日果てしなく続く吐き気、食事も少しの水すらも摂れず、頭髪は抜け落ち、日毎にげっそりとして気力も体力も無くしていく娘に対して何一つしてやれない辛い日々が続きました。

8ヶ月間も耐えた抗がん剤治療でしたが期待したほどの結果も得られることなく終わって、もうこの先の治療は何も無いと言われ、後は家族と余命を過ごして下さいと説明を受けました。しかし、何もしないままにただ自宅で祈って暮らすなど到底できる筈はありません。何か方法はないのだろうか、他に何か治療があるのではないだろうか、癌についてさまざまな情報を集めていたそんな時でした。

3. 画期的新薬イレッサの情報にふれて

平成14年7月、インターネットでイレッサのことが書かれているサイトを見つけました。「夢のような新薬」「延命効果は大きく副作用が軽い画期的な肺ガン治療薬」などの書き込みが溢れて、これがイレッサを知る始まりでした。副作用のない抗がん剤なんてとても信じられない、そんな薬がある筈がないと半信半疑でしたが、イレッサの記事が掲載されているさまざまな雑誌や新聞記事を見ると、腫瘍専門の先生たちのコメントが数多く出ていずれもイレッサを賞賛し「奏効率はこれまでの抗がん剤の数倍も高い」などといったものばかりで、目にした情報は信じられる確かな情報と思え、不安情報は何処を探しても見当たりませんでした。こんなに素晴らしい抗がん剤が出てきたのならば何としても早く飲ませてあげたいと主治医に話しをしてみました所、まだ保険適応になっていないので1錠9000円と自費で高額ではあるが申請をすれば使用可能であるとのことに早速お願いして、平成14年8月15日から1日1錠、イレッサの服用が始まりました。

服用に際して、娘と私は主治医と看護師さんに「副作用に関する注意書き」と「イレッサ服用の同意書」を示されて使用への注意と副作用に関する説明を受けました。服用と副作用についての説明は、心配するほどの副作用はないと思いますと簡単なもので同意書には娘、自らがサインしました。

8月15日から飲み始めて9月20日に一度、レントゲンの撮影を受けましたが、イレッサの効果が出ていると主治医から説明がありました。肺ガンの影が縮小してイレッサの効果が見られるから続けて服用するよう言われたとき、ニコリと笑った娘の顔は輝いて目は涙で溢れていました。

4. 副作用の少ない薬で重篤な被害

自宅で服用続けて10月3日、服用49錠目のことです。定期の外来の診察日で病院に出掛けレントゲン写真を撮り診察が始まってすぐに、このまますぐに入院をするようにと言われました。何がどうなっているのか全く分かりませんでした。いつも通りに診察を受けに来ただけなのに、慌しく車イスまで用意されて個室まで運ばれてすぐに酸素マスクを付けるように言われ、只ならぬ雰囲気を感じ主治医に説明を求めましたが、主治医は「肺に少し気になる影があるので念のために検査入院をして貰います」との説明のみでした。前日まで、彼氏とドライブや食事に出掛けたりして過ごしていましたので突然に異常があると言われ不安でいっぱいでした。

緊急入院の3日目ころから呼吸苦の症状が酷くなり、もっと酸素が欲しい、苦しいと訴え続けました。それでも娘は何とか頑張れば回復できると信じて、少しでも食事を摂ろうと息が出来ない中を必死になって食べ物を口に運んでいました。5日目には、より一層息苦しさが酷くなり、酸素を求めもがき苦しむ様に、何とかして欲しいと医師に懇願しましたがまだ検査の結果が出ていないとの回答のみで、為す術がないと言った様子でした。緊急入院から12日目、娘・三津子の頑張りもとうとう力尽きてしまい、それから2日後の平成14年10月17日、誕生日を目前にした31歳で、ベッドに座ったまま旅立って行きました。

5. 間質性肺炎による死亡

緊急入院を言われてから亡くなるまでの2週間が、あまりにも不自然な容態の急変と、地獄のような娘の苦しみ方にどうしても納得出来ず大きな疑問を感じていましたが、病院側から、今後の医療のために娘を解剖させてくださいとの申し出に、娘の三津子にはこれ以上辛い思いをさせることには申し訳ない思いで一杯でしたが心の中でごめんね、ごめんね、と詫び続けながら、主治医に解剖の承諾を致しました。その結果は剖検報告書に「死因は呼吸不全と考える。他の原因は見出されず、ゲフィチニブとの関連が充分にあり得る。」と記されていました。

肺ガンと言う病気は、死亡する確率がスバ抜けて高いことは承知しています。そして、抗がん剤の副作用の酷さも十分に承知しています。肺ガンと宣告を受けた時から、患者本人も、その家族も、ただひたすら癌を退治したいとそれのみ願って戦い続けます。辛く困難な治療に耐えるのは、1日でも長く生きたい一心で、どんなに苦しい治療も厭わず頑張っているのです。そんな必死の思いを「イレッサ」という薬によって虚しく断たれてしまいました。このイレッサの発売当初の謳い文句は、まるでマルチ商法のような宣伝にも似て、ガン患者たちが渴望する、少しでも良い薬をとという願いにつけ込み、発売当初から、重篤な副作用が生じる危険性があったにもかかわらず正確な情報の開示を怠りそれを隠蔽して、その結果、全国規模で医療の現場における使用方法の誤りを生じさせ、副作用被害による間質性の肺炎で多くの患者たちを死亡させました。

6. 国が承認して多くの専門医が推奨した薬による被害

厚生労働省は、「イレッサ」を承認するにあたって、何を、どのように審査したのでしょうか。人の命を救う目的のために用いられる薬が、厚生労働省が承認して僅か2ヶ月で、こ

んなにも多くの死亡被害者が出るなど承認審査の段階で問題があったとしか思えず大きな疑問と憤りを感じます。

平成14年10月15日、イレッサの副作用情報に関して出された緊急安全情報でも、不安の中に投げ出されてしまったガン患者に対して、服用の一時停止など対策が取られていれば、多くの余命短いといわれた命であっても、例え一時の間でも救われたと確信いたします。しかし、発売元のアストラゼネカ社は、心配は要らないと続けての服用を指示しています。私も娘が亡くなって直後にアストラゼネカ社に電話を入れて副作用の事を尋ねました。しかし、その時の回答は、「イレッサによる副作用の報告は入っておりません。」といったもので重篤な死亡被害が発生 拡大続けているといった危機感はまったく感じられませんでした。

厚生労働省も、各、医療現場に任せているとして、何の対策も取りませんでした。今、被害の発生からすでに10年が経過いたしました。悔しさと悲しさは消えません。

私達は、アストラゼネカ社に対して、厚生労働省に対して、イレッサを服用し重篤な被害に遭った患者、そして副作用で死亡した被害者、遺族に対して謝罪と補償を、そしてなにより、人の命の重さを最優先とした抗癌剤医療の改善をこの訴訟の中で求めています。

最高裁判所におかれましては、私たち被害者の悲しく悔しい思いをお汲み取りいただき、適正な判決を下されますようお願い申し上げます。

以上